

# 平成 27 年度公共工事の諸課題に関する意見交換会

(一社) 日本建設業連合会提案テーマ

## I. 日本建設業連合会の活動方針

日本建設業連合会（日建連）では、平成 27 年度の活動方針として、公共事業に関し以下の 3 項目を掲げ、積極的な活動を展開することとしております。国、地方公共団体、高速道路（株）、機構・事業団の一層のご支援とご協力をお願いします。

この意見交換会について、当会の最も重要な活動と位置付けており、的を絞った意見交換や結果のフォローを通じて着実な成果が上がるよう努めてまいります。

### (1) 担い手の確保・育成と円滑な施工の確保の推進

建設市場の急激な拡大に伴う技能労働者の需給の逼迫は、円滑な施工の懸念材料とされたが、設計労務単価の大幅な引上げをはじめとする施工確保対策が講じられ、当面必要な労働力は確保できる状況に至った。一方、労働力人口の減少が確実に進行する中で、担い手の確保・育成と生産性の向上は建設業が抱える最重要課題となっている。

日建連においては、引き続き、技術者・技能労働者の確保・育成と建設生産システムの合理的改善に会員一丸となって取組み、東日本大震災からの復興の加速をはじめとする公共工事の円滑な施工確保に万全を期する。

### (2) 社会資本整備の計画的推進と災害対応力の強化

国土のグランドデザイン、国土強靱化基本計画、インフラ長寿命化基本計画といった一連の計画により、中長期の視点から社会資本整備の基本的方向が提示された。日建連においては、これらの計画に沿って社会資本整備が計画的に推進されるよう、行政、学会等と連携した広報活動を展開し、社会資本の役割、整備の必要性等について広く社会の理解を得るよう努めるとともに、公共事業予算の安定的、継続的な確保に向け、提言や要請を行う。

また、災害対策基本法に基づく指定公共機関として、国、地方公共団体等の関係機関との連携強化を図る等、災害対応力を強化する。

### (3) 建設業の健全な発展に向けた活動の推進

第一に、改正品確法の運用指針が全ての発注者の共通のルールとして、現場において的確に運用されるよう、発注者との意見交換や要望活動を実施するとともに、受注者の責務として適正な価格での下請契約の締結、労働環境の改善等に真摯に対応する。

第二に、建設現場の生産性向上を図るため、施工法の見直し、新技術・新工法の開発や先進技術の活用、入札契約制度や現場の施工プロセスの改善等の実効ある取組みを推進する。

第三に、「建設業の長期ビジョン」を関係各方面に提示し、建設業活性化に向けての活発な議論や活動を促すとともに、市民向け現場見学会等の広報活動を通じて建設業への理解を促進する。

## Ⅱ. 意見を交換するテーマ

### 1. 社会資本整備の進め方

我が国の景気は、消費税率引き上げに伴う影響を受けつつも、基調的には潜在成長率を上回る成長を続けており、建設業界を取り巻く経営環境は確実に改善しつつある。

平成27年度当初予算についても、急速な高齢化の進行等により厳しさを増す財政状況の中で、前年度と同水準の額が確保され、長年続いてきた減少傾向に歯止めをかけた平成25年度以降の流れを堅持したものとなっている。このような流れを一層確かなものとし、社会資本整備の推進と建設産業の活性化に繋げていくためには、中・長期的な建設投資の姿を見通した社会資本整備計画の充実と社会資本のストック効果が最大限発揮されるような取組みの推進、総合的な人材確保・育成策、また建設業界における建設産業活性化のビジョンづくりと実践が必要である。

東日本大震災からの復興の加速や2ヵ年連続の15ヶ月予算の執行に関連して、建設業界の施工能力が十分確保されていないといった議論がなされたが、会員企業においては施工余力に不安はなく、当面必要な労働力は十分に確保できている。しかし、人口減少が急速に進行する我が国においては、建設業界に限らず技能労働者のタイトな需給関係が続くことが懸念されることから、中長期の視点に立った担い手確保・育成のための環境整備の推進が急務といえる。

また、大規模自然災害に対する事前減災・防災対策、インフラの修繕・更新のための老朽化対策、国際競争力の強化や地方再生・地域活性化のための効率的な物流ネットワークの整備等に係るハード・ソフト両面からの対策を更に充実させていく必要がある。

日建連においては、デフレ脱却と経済の好循環の実現に貢献するため、平成26年度補正予算や平成27年度当初予算の円滑な施工確保を通じて、景気の下支えを行うとともに、将来にわたる担い手確保に向けた様々な取組みを積極的に展開して行くことにしている。

これらの点を踏まえ、以下に示すような取組みについてご意見を伺います。

#### (1) 公共事業予算の安定的・継続的確保と円滑な施工確保

- ・公共事業予算の安定的・継続的確保
- ・平成27年度当初予算及び平成26年度補正予算の円滑な施工確保
- ・東日本大震災からの復興の加速

#### (2) 社会資本整備の計画的推進と建設産業活性化・担い手確保等の推進

- ・国土強靱化基本計画、国土のグランドデザイン2050、インフラ長寿命化基本計画に基づく計画的な社会資本整備及び経済的ストック効果を重視した社会資本整備の推進。
- ・建設産業活性化・担い手確保等のための環境整備の推進（適正利益の確保、労務賃金の適正な支払、社会保険加入促進、女性技能労働者の活躍推進等）。

#### (3) 災害対応力及び広報の強化

- ・災害対応力の強化（指定公共機関に相応しい体制整備及び整備局等を中心とした災害対応体制の強化）。
- ・発注者と一体となった現場見学会の実施拡大。

## 2. 担い手確保・育成と円滑な施工の確保

公共工事の品質確保に加え、新たに中長期的な担い手の確保・育成を目指す改正品確法は、運用指針が策定され、新年度より発注者の共通のルールとして現場での運用が始まる。この指針の内容は広範多岐にわたることから、会員企業にアンケートを行い、発注者として当面優先的に取り組んでほしい項目、受注者が自らの責務として取り組んでいる項目を明らかにした。

日建連では、昨年の意見交換会で取り上げられた施策の具体化を図るため、国交省と協働で意見交換会のフォローアップ会議を設置した。この検討会には、国交省本省のみならず地方整備局も積極的に参加されたことから、適正な工期設定や工程管理、設計変更や工事一時中止の円滑な実施等の課題について、現場の目線に立った意見交換が可能となり、従来にも増して実効ある改善策が取りまとめられた。今後は、現場における的確な実施と国交省以外の発注者への普及拡大を図るとともに、若年労働者の確保・育成と処遇改善を推進していく上で、最も大きな課題となっている週休2日等の休日拡大を目指した取組みを強力に進めていく必要がある。

また、検査・監督、契約変更、支払といった請負工事のプロセス全般を見直し、施工の効率化やキャッシュフローの改善に繋げる取組みも間断なく進めていく必要がある。

技術者・技能者の確保・育成については、日建連においても技能労働者を中心に、社会保険加入促進や女性の活躍等について、他団体に先駆けて積極的な取組みを推進してきた。一方、技術者については、監理技術者の世代交代や女性技術者の活躍を促すための試行工事等が行われてきたが、対象工事が少なかったこと等もあって、その効果の検証が十分ではない。今後とも監理技術者の確保・育成や女性活躍に係る取組みを、受発注者協働で充実させていく必要がある。

施工現場における省人化・省力化を図るためには、建設生産システムの更なる合理的改善が必要であり、日建連においては、会員企業をあげてプレキャスト化やICT技術・CIMの導入促進、高密度配筋の解消等に取り組んできた。これらの技術の導入・採用は、施工者自らが将来を見据えて、率先して取り組む必要があるが、一方で、設計や発注の段階から取り入れるべきではないか、建設コストが高くなるのではないかなど、課題が山積している。日建連としては、発注者や設計者、プレキャスト品メーカー等との連携強化を図りながら、課題解決に向けた先導的な役割を果たしていきたいと考えている。

これらの点を踏まえ、以下に示すような取組みについてご意見を伺います。

### (1) 改正品確法の的確な運用

- ・運用指針の現場における的確な運用の推進（例えば、国交省では技術提案に係る負担の軽減、工事平準化、先導的な入札契約制度の採用、発注者間の連携強化とフォローの実施等、地方公共団体・高速道路会社・鉄道運輸機構では施工条件の明示、設計変更の確実な実施、実勢価格を適正に反映した積算等）。

### (2) 適正な工期設定と工程管理、円滑な設計変更と支払

#### ① 適正な工期設定と工程管理

- ・適正な工期の設定及び設定根拠の情報開示（稼働率や工程表、用地取得状況等に係る情報開示、余裕期間の設定、休日拡大[週休2日、4週8休等]を目指した試行工事の実施等）。
- ・クリティカルパスがわかる工程管理情報の共有化の推進（試行工事の全国的展開等）。

## ②設計変更及び工事一時中止の確実かつ円滑な実施

- ・設計変更ガイドラインの改定と的確な運用（受発注者対等の原則の明示、条件明示チェックリストや設計照査ガイドラインの作成、設計変更概算金額の明示、具体的設計変更事例の明示等）。
- ・工事一時中止ガイドラインの改定と的確な運用（工事一時中止基本計画における増加費用の協議と記載、増額費用の算定の見直し、工程短縮計画の策定等）。

## ③請負代金の適正な支払

- ・出来高に応じた適正な支払いの実施（第3者による品質証明制度の普及拡大と既済部分検査等への活用、出来高部分払いの促進、設計変更と切り離れた暫定的な部分払いの実施。）

## （3）若手監理技術者の確保・育成と女性技術者の活躍推進

- ・若手監理技術者の確保・育成（専任補助者制度における実績要件の緩和及び企業のサポート体制の評価、監理技術者の専任制・要件・実績の緩和等）、女性技術者の活躍推進。

## （4）建設生産性の向上

### ①高密度配筋の解消

- ・機械式鉄筋定着工法の普及拡大（設計・発注段階における機械式鉄筋定着工法の積極的採用等）。

### ②プレキャスト化の推進

- ・プレキャスト化導入方針の確立（コスト、工期、省力化・省人化）と導入促進（プレキャストでの発注が望まれる構造物の選定、設計・発注・施工段階におけるプレキャスト部材の積極的採用、技術基準の統一等）。
- ・発注者・設計者・施工者・プレキャスト品メーカーの連携によるプレキャスト化推進。

### ③生産性向上に貢献する先進技術の積極的導入

- ・CIM、無人化施工、情報化施工、ロボット技術の積極的導入。

## （5）公共建築工事の円滑な施工の確保

国交省が、公共建築工事について、改正品確法に基づく運用指針の適正な運用を図ることから「営繕積算方式」活用マニュアル【普及版】を作成、周知されたことは大変有難いことと考えております。官庁営繕部、各地方整備局等の「公共建築相談窓口」には多くの相談が寄せられ大きな成果を上げておられますが、「営繕積算方式」の全国の公共発注機関への展開により、更に公共建築工事の円滑な施工確保が促進されることと期待いたしております。引き続き「営繕積算方式」の運用状況等を踏まえ、適正な予定価格の設定、適切な設計変更や物価変動等へのご対応等について、地方公共団体等の発注者への適切なお助言、ご支援をよろしく申し上げます。

参考資料 意見を交換するテーマ参考資料

パンフレット（建設イノベーション/建設現場における省人化と省力化）